

自然言語処理を用いた 契約書レビュー・管理システムの ご紹介

AIネットワーク社会推進会議

株式会社LegalForce

舟木 類佳



舟木 類佳

株式会社LegalForce

執行役員 兼

最高研究開発責任者（CRO: Chief R&D Officer）

経歴：

元 東京大学情報理工学系研究科 中山英樹研究室（修士）

元 株式会社リクルート

出身：（広島県→）島根県

技術：Web開発、スマートフォン開発、ゲーム開発、
クラウドインフラ、自然言語処理、画像認識、機械学習等

趣味：ピアノ、ドラム、作曲

 @ruka_funaki



LegalForce



LegalForce

株式会社LegalForce

リーガルテックの会社です



法律



テクノロジー

となりに法律事務所があります

- 創業者 2 人がLegalForceと同時に立ち上げた法律事務所
- 弁護士軍団（実際のユーザー）がすぐそばに！

法律事務所

ZeLo



自然言語処理の会社です



契約書を扱っています

業務委託契約書

●●（以下「甲」という。）と●●（以下「乙」という）は、●年●月●日付で、甲の業務の全部又は一部の委託に関して、以下のとおり業務委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（目的）

1. 甲は、本契約に基づき、第2条に定める内容の業務（以下「本委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。
2. 本契約に定める事項は、本契約の有効期間中、別途書面による合意のない限り、甲乙間の本委託業務に関する一切の取引に適用される。

第2条（委託業務）

1. 甲が乙に委託する本委託業務の内容は、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) ●●に関する業務
 - (2) ●●に関する業務
 - (3) その他前記各号に附帯関連する一切の業務
2. 本委託業務の具体的内容は、甲乙別途協議の上、書面にて定めるものとする。

第3条（業務委託料）

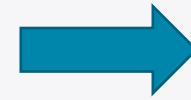
1. 甲は、乙に対し、本委託業務の対価（以下「業務委託料」という。）として、金●●円（消費税別）を

契約におけるフェーズとサービス

契約書作成



契約締結



契約書管理



LegalForce

契約書レビュー支援サービス



Marshall

契約書管理サービス

契約書レビュー支援システム 「LegalForce」

契約書を印刷をしてレビュー





紙とペンで

契約書を AIでサポート。

6件のアラート × 14件の抜け落ち

カテゴリ: 秘密保持契約 | 立場: 開示側 | 相手先名: 株式会社リーガルフォース

(委託料等)
1 甲は、乙に対し、次条及び個別契約の定めるところにより、本業務の遂行の対価（以下「委託料」という）を支払うものとする。
2 甲の要求により、乙が個別契約に定めのない業務を行ったときまたは乙が甲の負担すべき費用を立て替えたときは、甲は、乙に対して当該費用を乙の指示に従い支払うものとする。

(機密保持)
1 甲又は乙は、本契約履行に関連し知り得た相手方の情報を秘密として保持するものとし、相手方の事前の書面による同意なく、第三者に開示又は漏洩してはならない。
2 甲及び乙は、本業務の実施後又は相手方から要請があった場合、本業務の実施にあたり相手方より受領した情報をその複写・複製物も含め、相手方に速やかに返却し、又は相手方が指定する処分を行うものとする。
3 甲及び乙は、本業務の遂行にあたり相手方から受領した情報について、漏洩、滅失、毀損、その他本条にかかる違反等が発生した時は、相手方に速やかにその旨を報告し、相手方の指示に従う。
4 本条の規定は、本契約終了後も2年間有効に存続する。

(譲渡禁止)
甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾なしに、本契約に基づく権利若しくは義務の全部又は一部を、第三者に譲渡若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。但し、本条の規定は、第4条に定める乙による再委託を妨げるものではない。

△ 契約締結費用の負担内容について問題ありませんか？
A 修正文例
本契約の締結に関して生ずる費用及び公租公課は各当事者が負担する。

△ 秘密情報の複製に開示の事前の承諾が必要となっていますが、問題ありませんか？
A 修正文例
受領者は、本目的のために必要な範囲において秘密情報を複製（文書、電磁的記録媒体、電子の記録媒体、その他一切の媒体へ記録を含む。）することができるものとする。なお、当該複製により生じた情報も、秘密情報に含まれるものとする。

△ 秘密保持義務の存続期間は適切に定められていますか？
A 修正文例
●条については、本契約の有効期間終了後も1年間有効とする。

✓ 問題ありません。

契約書レビュー支援システムLegalForce

契約書レビューを
ミスなく、すばやく、
快適に。

AI契約書レビュー支援ソフトウェア
「LegalForce」

資料請求



[デモ動画視聴はこちら](#)



(2021年1月現在)

秘密保持契約書

第1条

第2条

第3条

第4条

✓ 「秘密」の明示のない情報が、秘密情報に含まれません

⚠ 秘密情報の開示目的が抜けています

⚠ 秘密情報が開示される対象者の範囲が、広すぎる恐れがあります



レビューしたい契約書をここにドロップします。

または

+ ファイルを選択

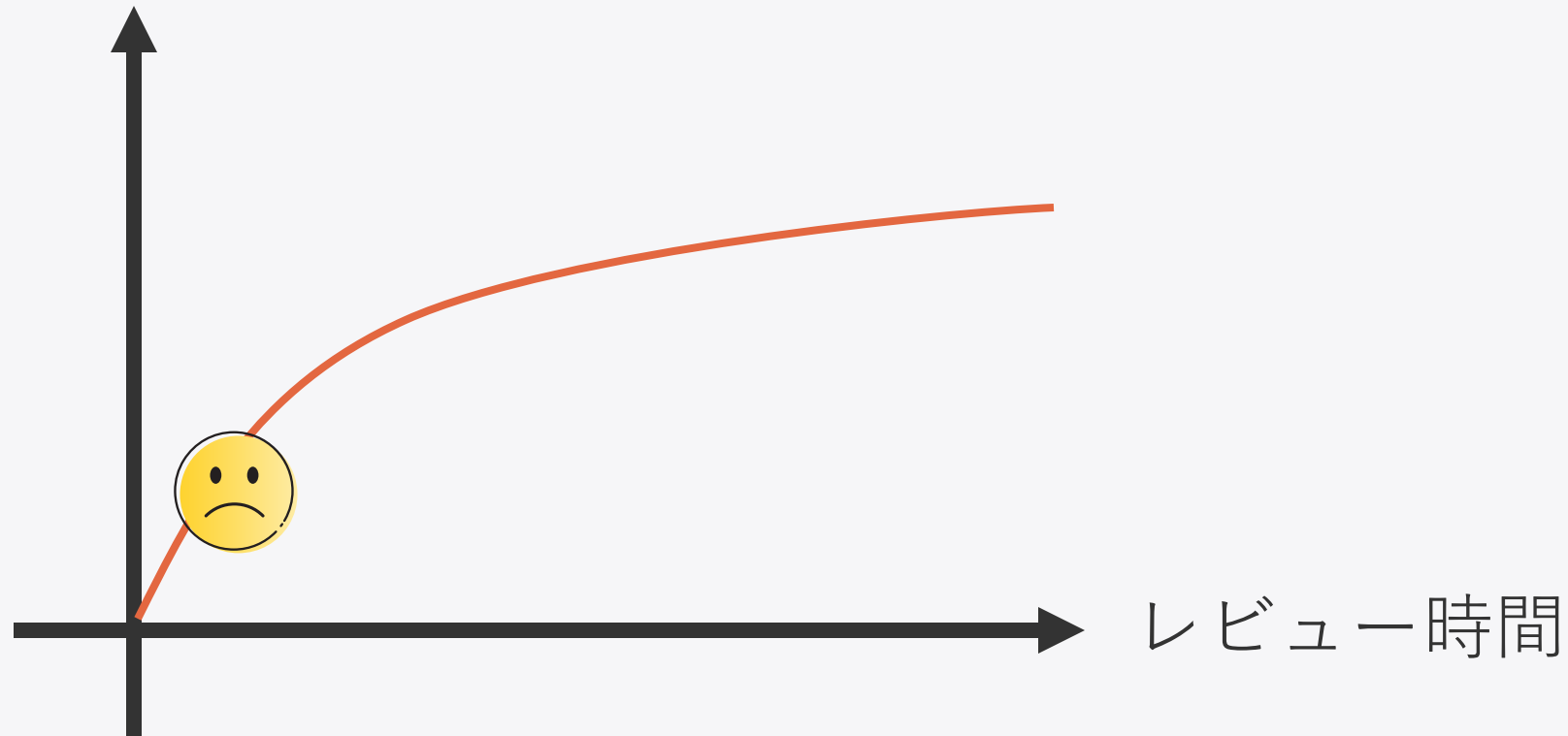
- ※ レビュー可能なファイル形式: .doc、.docx、.pdf
- ※ 最大ファイルサイズ: 10 MB
- ※ OCR 対応（紙媒体のスキヤナ取り込みによる PDF に対応）

? 対応するPDFの形式について



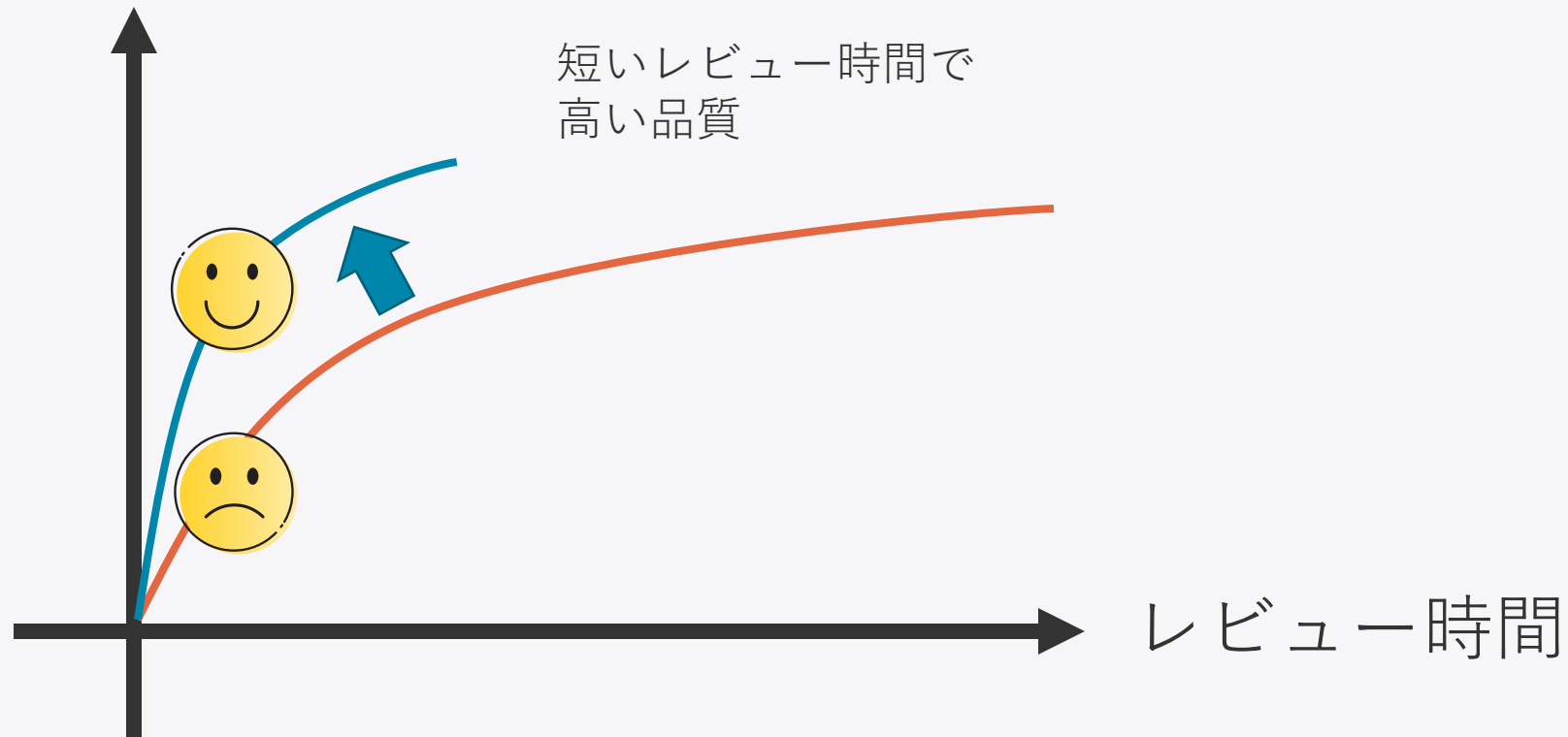
契約書品質とレビュー時間の関係

契約書品質



契約書品質とレビュー時間の関係

契約書品質



LegalForceの機能（一部）

契約書レビュー



秘密保持契約書（株式会社LegalForce様）.docx

アップロード者
Kosuke Fujii

アップロード日時
2019/12/25 22:28

レビュー結果

ファイル情報

✓ 0 / 8件

0 %

者は、相手方に損害が生じても何らこれを賠償ないし補償することを要しない。また、解除を行った当事者に損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償するものとする。

損害賠償

第8条 (損害賠償)

⚠ ⚠ ⚠ 乙は、本契約条項の違反により甲に損害を与えたときは、甲が被った一切の損害を賠償する責を負うものとする。

競業禁止義務

第9条 (競業禁止義務)

乙は、甲と競業関係にある企業ないし競業関係にある企業の提携先企業に就職、役員就任、その他形態のいかんを問わず関与すること、甲と競業する事業を自ら開業又は設立すること、その他これに準ずる行為を行わない

追加 上限なく、損害を賠償しなければなりません

≡ 開く ✓

重要度 (個人ポリシー) : 中 ⇅

修正 「軽過失による」損害の賠償を請求される恐れがありません

≡ 開く ✓

修正方針

損害賠償範囲を「故意・重過失による損害」に限定

修正文例

解説を見る

(損害賠償)

故意又は重過失によって本契約に違反した当事者は、当該違反に起因又は関連して相手方が被った直接かつ通常の損害(弁護士費用、逸失利益を除く。)を賠償するものとする。なお、特別損害についてはその予見可能性にかかわらず損害賠償責任を負わないものとする。

重要度 (個人ポリシー) : 中 ⇅

契約書条文検索



契約書レビュー

契約書データベース

契約書レビュー履歴

アプリケーション設定

ホーム 損害賠償

すべて 社内ライブラリ LegalForceライブラリ

損害賠償

LegalForce

乙は、本契約条項の違反により甲に損害を与えたときは、甲が被った一切の損害を賠償する責を負うものとする。

【ZeLo_Model】秘密保持契約_一方開示_開示側有利.docx

損害賠償

LegalForce

本契約に関連して、甲又は乙が自己の責に帰すべき事由により相手方に損害を与えたときは、損害を与えた当事者は、相手方に対し、その損害（弁護士費用を含む。）を賠償する責任を負う。

【ZeLo_Model】レベニューシェア契約.docx

損害賠償

LegalForce

甲及び乙は、本契約の履行に関し、相手方の責に帰すべき事由により損害を被った場合、相手方に対し、全ての損害（逸失利益に関する損害及び弁護士費用を含むが、これに限られない。）の賠償を請求することができる。

【ZeLo_Model】ソフトウェア開発委託契約_委託者有利.docx

損害賠償

LegalForce

売主及び買主は、本契約に違反して相手方に対して損害を生じさせた場合、相手方に対して当該損害（合理的な弁護士費用を含む。）を賠償する責任を負う。

【ZeLo_Model】土地売買契約_買主有利.docx

差分比較

	【●●商事様】LegalForce導入契約書及び利用規約0219_LFコメント0225.docx	アップロード者 Takashi Kawato	アップロード日時 2019/03/18 01:42
--	--	---------------------------	------------------------------

4. 契約者及び当社は、前項によりLegalForce利用契約を解除した場合には、相手方に損害が生じたとしてもこれを一切賠償する責任はないことを確認し、これを了承します。

第26条（連絡・通知）

LegalForceに関する問い合わせその他契約者から当社に対する連絡又は通知、及び本規約の変更に関する通知その他当社から契約者に対する連絡又は通知は、当社の定める方法で行うものとします。通知は、当社からの発信によってその効力が生ずるものとします。

第27条（地位の譲渡等）

契約者及び当社は、相手方の書面による事前の承諾なく、LegalForce利用契約上の地位又は本規約に基づく権利若しくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。ただし、株式譲渡若しくは事業譲渡又は合併、会社分割その他の組織再編についてはこの限りではありません。

第28条（分離可能性）

1. 本規約のいずれかの条項又はその一部が無効又は執行不能と判断とされた場合であっても、当該判断は他の部分に影響を及ぼさず、本規約の残りの部分は、引き続き有効かつ執行力を有するものとします。当社及び契約者は、当該無効若しくは執行不能とされた条項又は部分の趣旨に従い、これと同等の効果を確保できるように努めるとともに修正された本規約に拘束されることに同意するものとします。
2. 本規約のいずれかの条項又はその一部が、ある契約者との関係で無効又は執行不能と判断された場合であっても、他の契約者との関係における有効性等には影響を及ぼさないものとします。

第29条（不可抗力）

当社は、天災、法令・規則の制定・改廃、その他の不可抗力によってLegalForceの履行が妨げられた場合には、LegalForce利用契約その他の一切の規定にかかわらず、かかる不可抗力によって契約者に生じた損害について一切の責任を負担しません。

第30条（準拠法及び合意管轄）

本規約の準拠法は日本法とし、本規約に起因し又は関連する一切の紛争については、**被告の本店の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所**を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第31条（協議解決）

当社及び契約者は、本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に疑義が生じた場合には、互いに信義誠実の原則に従って協議の上速やかに解決を図るものとします。

附則

2018年8月1日 制定・施行

4. 契約者及び当社は、前項によりLegalForce利用契約を解除した場合には、相手方に損害が生じたとしてもこれを一切賠償する責任はないことを確認し、これを了承します。

第26条（連絡・通知）

LegalForceに関する問い合わせその他契約者から当社に対する連絡又は通知、及び本規約の変更に関する通知その他当社から契約者に対する連絡又は通知は、当社の定める方法で行うものとします。通知は、当社からの発信によってその効力が生ずるものとします。

第27条（地位の譲渡等）

契約者及び当社は、相手方の書面による事前の承諾なく、LegalForce利用契約上の地位又は本規約に基づく権利若しくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。ただし、株式譲渡若しくは事業譲渡又は合併、会社分割その他の組織再編についてはこの限りではありません。

第28条（分離可能性）

1. 本規約のいずれかの条項又はその一部が無効又は執行不能と判断とされた場合であっても、当該判断は他の部分に影響を及ぼさず、本規約の残りの部分は、引き続き有効かつ執行力を有するものとします。当社及び契約者は、当該無効若しくは執行不能とされた条項又は部分の趣旨に従い、これと同等の効果を確保できるように努めるとともに修正された本規約に拘束されることに同意するものとします。
2. 本規約のいずれかの条項又はその一部が、ある契約者との関係で無効又は執行不能と判断された場合であっても、他の契約者との関係における有効性等には影響を及ぼさないものとします。

第29条（不可抗力）

当社は、天災、法令・規則の制定・改廃、その他の不可抗力によってLegalForceの履行が妨げられた場合には、LegalForce利用契約その他の一切の規定にかかわらず、かかる不可抗力によって契約者に生じた損害について一切の責任を負担しません。

第30条（準拠法及び合意管轄）

本規約の準拠法は日本法とし、本規約に起因し又は関連する一切の紛争については、**東京地方裁判所又は東京簡易裁判所**を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第31条（協議解決）[インドウの領域切り取り\(W\)](#)

当社及び契約者は、本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に疑義が生じた場合には、互いに信義誠実の原則に従って協議の上速やかに解決を図るものとします。

附則

2018年8月1日 制定・施行

条文マッチング (別名：条文アラインメント)

く プレビュー

秘密保持契約書_20191010.docx

次のバージョンをアップロード

全文を比較

条文ごとに比較 (β版)

ハイライト: 表示

マッチしなかった条文



📄 選択中の契約書

秘密保持契約書秘密保持契約書秘密保持契約書秘密保持契約書…

アップロード日時: 2017/10/9 9:52:06

📄 比較対象の契約書

秘密保持契約書秘密保持契約書秘密保持契約書秘密保持契約.docx

アップロード日時: 2018/11/9 10:52:06

「比較対象の契約書」の条文のうち、「選択中の契約書」の条文にマッチしなかった条文です。「比較対象の契約書」の条文と、ドラッグして入れ替えられます。

株式会社●●（以下「甲」という。）と○○（以下「乙」という。）は、甲乙間において、次のとおり秘密保持契約（以下「本契約」という。）を締結する。

株式会社●●（以下「甲」という。）と○○（以下「乙」という。）は、甲が乙に開示又は提供する秘密情報の秘密保持につき、次のとおり秘密保持契約（以下「本契約」という。）を締結する。

(反社会的勢力の排除)

1. 甲及び乙は、次の各号のいずれにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証する。
(1) 自ら又は自らの役員が、暴力団、

(秘密情報の定義)

第1条 (秘密情報の定義)

本契約において、「秘密情報」とは、文書、口頭、電磁的記録媒体その他開示の方法及び媒体並びに本契約締結の前後を問わず、甲が乙に対して開示した、又は将来において開示した一切の情報(本契約の存在及び内容、並びに本件取引に関する協議・交渉の存在及びその内容を含む。)をいう。

(秘密情報の定義)

第2条 (秘密情報の定義)

本契約において、「秘密情報」とは、文書、口頭、電磁的記録媒体その他開示の方法及び媒体並びに本契約締結の前後を問わず、甲が乙に対して開示した一切の情報(本契約の存在及び内容、並びに本件取引に関する協議・交渉の存在及びその内容を含む。)をいう

(秘密保持義務)

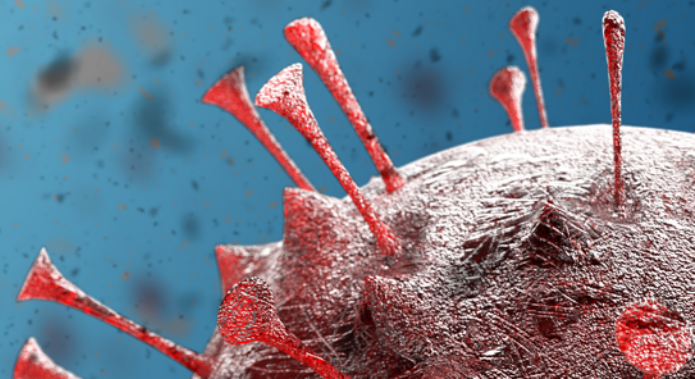
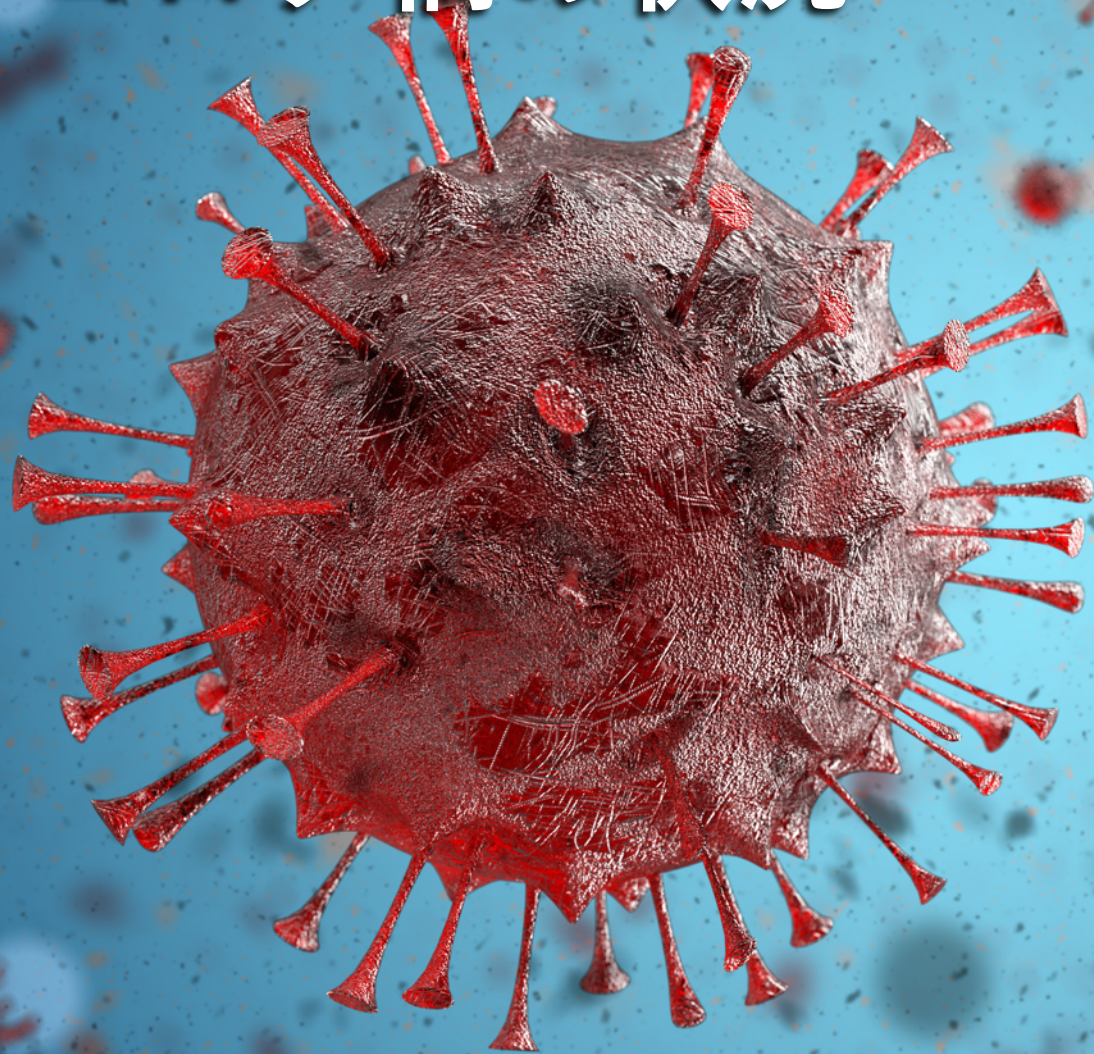
第2条 (秘密保持義務)

乙は、本目的のために必要な範囲において、事前に甲の書面による承諾を得た上で秘密情報を複製（文書、電磁的記録媒体、光学的記録媒体及びフィルムその他一切の記憶媒体への記録を含む。）することができるものとする。なお、当該複製により生じた情報も、秘密情報に含まれるものとする。

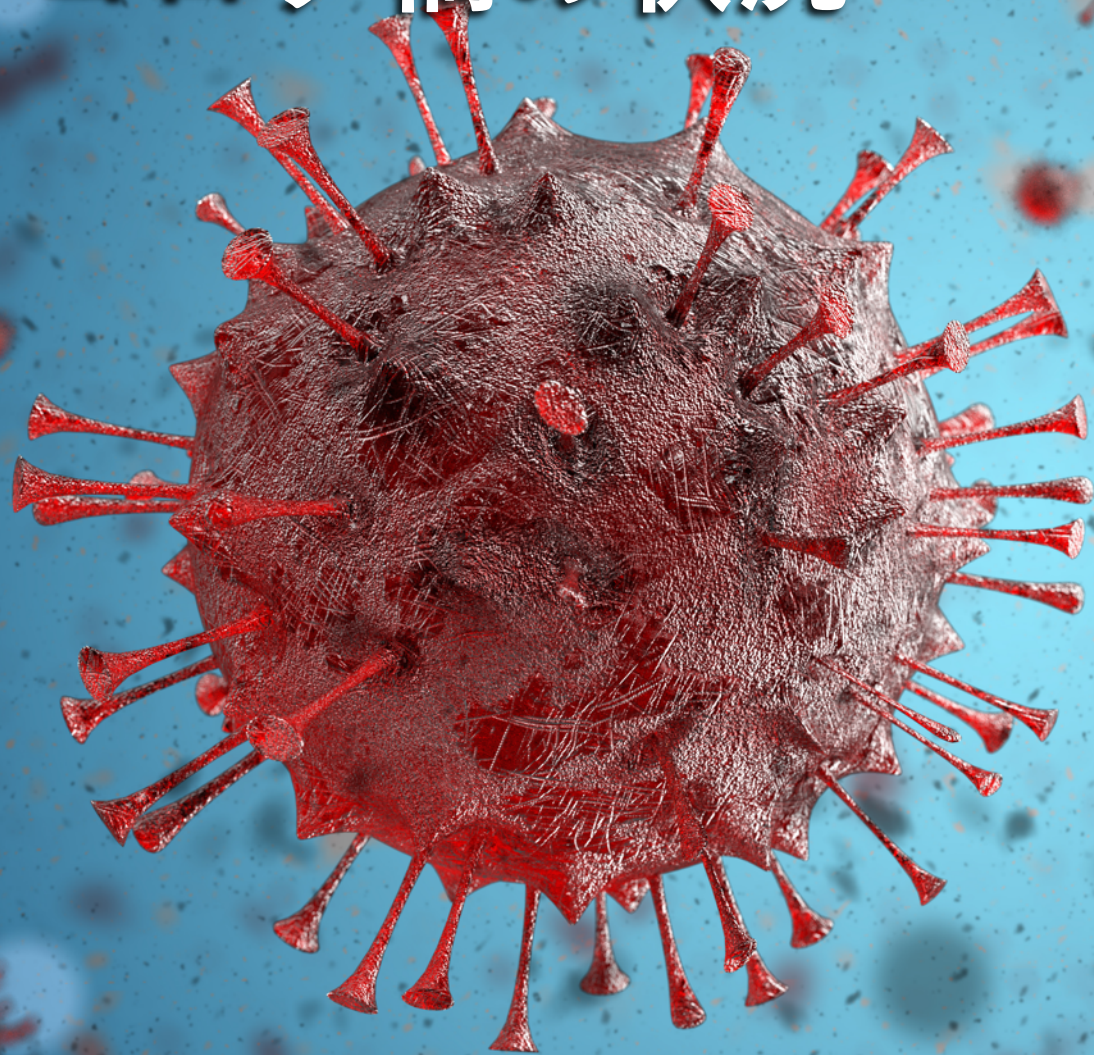
(該当なし)

クラウド契約書管理システム 「Marshall」

コロナ禍の状況



コロナ禍の状況



テレワークの普及



契約書を確認するために
出社しなければいけない

CONTRACT

This Contract is entered into by and between _____
The term of this Agreement shall begin on _____
termination date of _____

This Contract may not be modified in any
Parties. This document and any attached
the Parties. This Contract shall be binding
assigns and shall be enforced under the same
In consideration of the mutual promises made
agrees that it shall

契約の内容はどうなっていたか？
契約はいつ終了するのか？
契約の自動更新はあるのか？
契約更新はいつまでにする必要があるのか？

契約書を探すのが大変



1月13日正式版リリース！！



Marshall

by LegalForce

締結済み契約書を自動で管理。
いつでも見つかる。

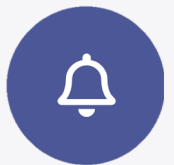
手入力不要の「クラウド契約書管理システム」



締結済み契約書の 管理フロー全体を最適化



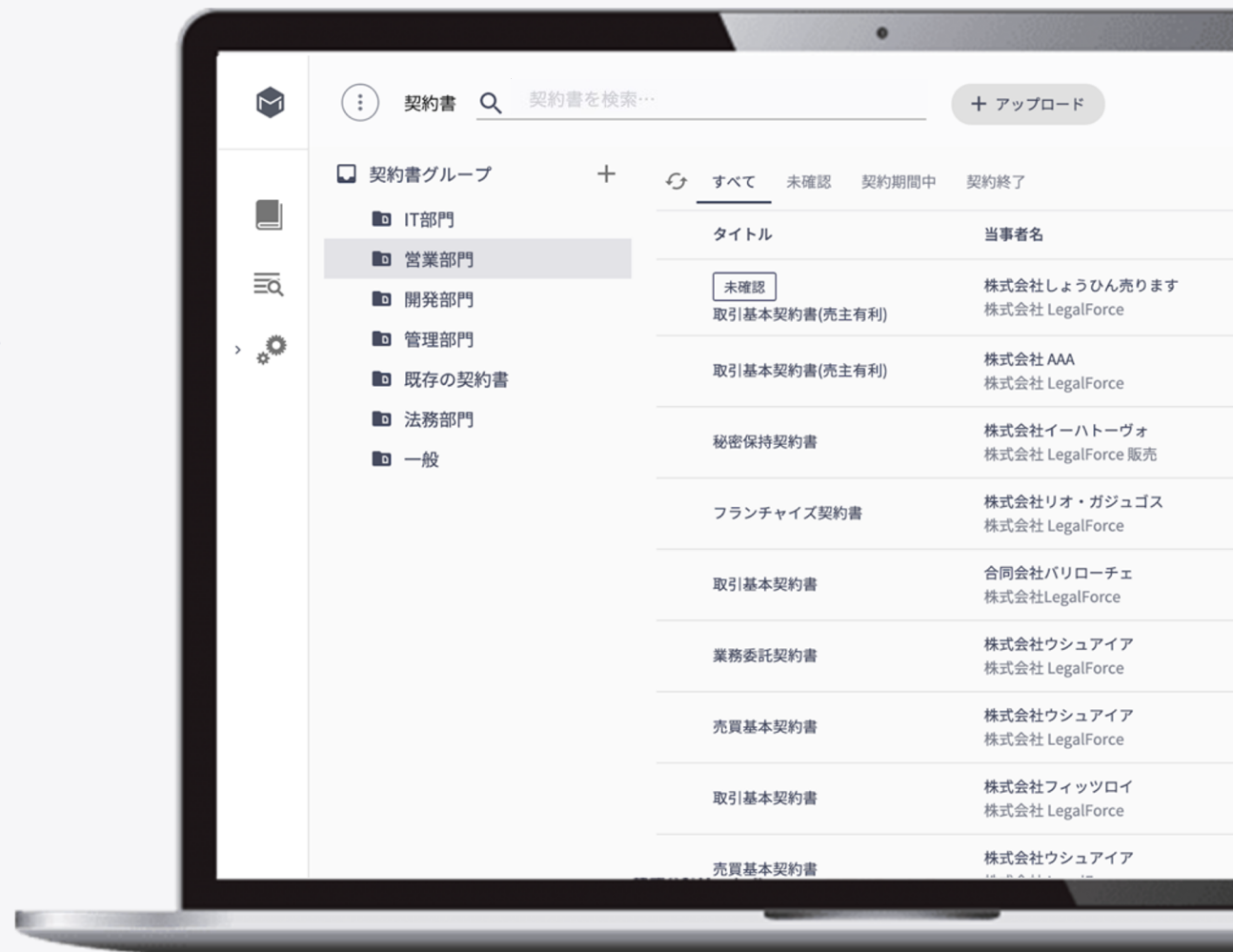
紙の契約書を
文書データ化 (OCR・自動補正)



契約書内の
案件情報の自動抽出



契約書の全文検索による
条項検索の効率化



Marshallの機能（一部）

契約書のアップロード～文字認識

The screenshot displays the LegalForce interface for contract management. On the left is a sidebar with icons for home, documents, search, and settings. The main area features a search bar for '契約書' (Contracts) and a '+ アップロード' (Upload) button. Below the search bar is a '契約書グループ' (Contract Groups) section with a '+', listing folders for '営業部門' (Sales Dept), '海外部門' (Overseas Dept), '研究開発部門' (R&D Dept), '人事部門' (HR Dept), and '総務部門' (General Affairs Dept). A table below shows contract entries with columns for status (未確認), title (タイトル), and details. An upload dropdown menu is open, showing options for 'ファイルのアップロード' (File Upload) and 'フォルダのアップロード' (Folder Upload).

未確認	タイトル	
未確認	秘密保持契約書	株式会社 LegalForce 販売 株式会社イーハトーヴォ
未確認	取引基本契約書(売主有利)	株式会社 LegalForce 株式会社 AAA

※電子契約サービスからの取り込みも可能

情報抽出

株式会社LegalForce（以下「委託者」という。）
と株式会社〇〇（以下「受託者」という）は、
2020年10月1日付で、委託者の業務の全部又は
一部の委託に関して、以下のとおり業務委託契
約（以下「本契約」という。）を締結する。

⋮

契約書テキスト

固有表現抽出



抽出項目	抽出結果
当事者名（自社）	株式会社LegalForce
当事者名（取引先）	株式会社〇〇
契約締結日	2020年1月1日
契約開始日	2020年1月1日
契約終了日	2020年3月31日
自動更新の有無	あり
契約期間	3ヶ月
契約の拒絶期限日	2020年2月28日

抽出結果

契約書一覧画面

契約書一覧		契約書を検索...		+ アップロード			
契約書グループ		+		�� すべて 未確認 契約期間中 契約終了		≡ アップロード (降順 ↓)	
		タイトル	当事者名	契約開始日～終了日	更新拒絶期限日	メモ	
営業部門		未確認 業務委託契約書	株式会社ウシュアシア 株式会社 LegalForce	2018/04/01 ~ 2021/03/31	2020/12/30		
人事部門		未確認 秘密保持契約書	株式会社イーハートヴォ 株式会社 LegalForce 販売	2020/07/07 ~			
法務部門		未確認 取引基本契約書(売主有利)	株式会社しょうひん売ります 株式会社 LegalForce	2020/11/20 ~ 2021/11/19	2021/08/18		
研究開発部門		未確認 取引基本契約書	株式会社フィッツロイ 株式会社 LegalForce	2020/04/01 ~ 2021/03/31	2020/12/30		
一般		未確認 売買基本契約書	株式会社ウシュアシア 株式会社 LegalForce	2020/03/01 ~ 2021/02/28	2021/01/27		
その他		未確認 フランチャイズ契約書	株式会社リオ・ガジュゴス 株式会社 LegalForce	2017/04/21 ~ 2021/03/31	2021/02/27		
		未確認 取引基本契約書(売主有利)	株式会社 AAA 株式会社 LegalForce	2020/02/01 ~ 2022/01/31	2021/10/30		
		未確認 取引基本契約書	合同会社バリローチェ 株式会社 LegalForce	2019/07/09 ~ 2021/07/08	2021/06/07		

契約書の検索

更新期限の管理も可能！！

The screenshot displays the LegalForce contract management interface. At the top, there is a search bar with filters: '契約書' (Contracts), '自動更新: あり' (Auto-update: Yes), '契約開始日: 1年間 (過去)' (Contract start date: 1 year (Past)), and '秘密保持' (Confidentiality). A '+ アップロード' (Upload) button is also present. Below the search bar, a dropdown menu is open, showing filters for '契約書グループ' (Contract group), '言語' (Language), '当事者名' (Party name), '自動更新' (Auto-update), '契約開始日' (Contract start date), and '契約終了日' (Contract end date). The main area shows a table of contracts with columns for '契約開始日~終了日' (Contract start date ~ End date), '更新拒絶期限日' (Renewal refusal deadline), and 'メモ' (Memo). The table lists several contracts, including '業務委託契約書' (Business委托 contract) and 'テクノロジーズharami導契約書' (Technology harami guidance contract).

契約開始日~終了日	更新拒絶期限日	メモ
2020/02/01 ~ 2022/01/31	2021/10/30	...
2020/04/01 ~ 2021/03/31	2020/12/30	...
2020/08/05 ~ 2021/08/04	2021/05/03	...
2020/02/01 ~ 2022/01/31	2021/10/30	...
2020/03/01 ~ 2021/02/28	2021/01/27	...
2020/03/01 ~ 2021/02/28	2021/01/27	...
2020/01/01 ~ 2021/12/31	2021/09/30	...
2020/01/01 ~ 2021/12/31	2021/09/30	...
2020/05/01 ~	自動更新あり	...

契約書の全文検索

Marshall

契約書一覧

全文検索

アプリケーション設定

?

全文検索 損害賠償

絞り込み

契約書タイトル

部分的に一致する語句を入力

当事者名

部分的に一致する語句を入力

言語

すべて

絞り込む リセット

日本語.pdf

秘密保持契約

締結日: 2020/07/19 | 当事者名: 株式会社LegalForce, 株式会社●●

第8条(損害賠償) 乙は、本契約条項の違反により甲に損害を与えたときは、甲が被った一切の損害を賠償する責を負うものとする。

sample3 (2)のコピー-13.pdf

業務委託契約書 (例)

締結日: 2020/10/01

第9条(契約解除) 当事者の一方が本契約の条項に違反した時は、当事者は何らの催告をせず、直ちに本契約を解除し、また被った損害の賠償を請求することができる。

(画像)取引基本契約書_サンプル_粗め (1).pdf

取引基本契約書(売主有利)

当事者名: 株式会社 LegalForce, 株式会社しょうひん...

第13条(損害賠償) 1. 売主及び買主は、相手方が本契約又は個別契約の各条項に違反した場合、当該相手方に対し、これによって被った損害の賠償を請求できる。 2. 売主が買主に対して損害の賠償をしなければならない場合、損害賠償の金額

1 - 50 / 382



LegalForce

LegalForceの開発体制

三位一体の組織構造

エンジニアではなく、
弁護士や作業者がいる



法務開発
Practice Development



LegalForce



製品のガワを
作っている

製品開発
Design & Development



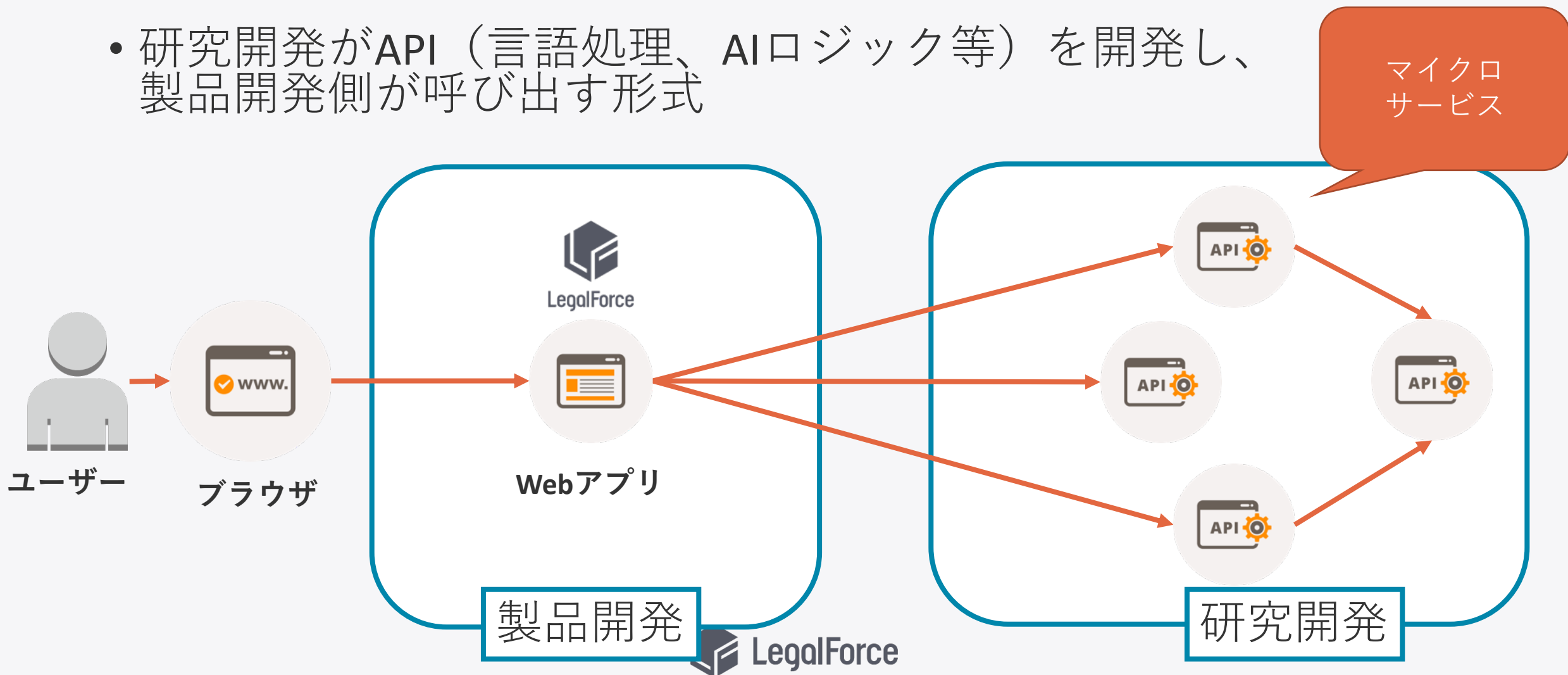
製品に用いられる
要素技術の開発

研究開発
Research & Development



製品開発と研究開発の関係

- 研究開発がAPI（言語処理、AIロジック等）を開発し、製品開発側が呼び出す形式





LegalForce R&D Zoo

AIや契約書言語処理などに代表される
LegalForceの研究開発技術を、
動物と紐付けて紹介



LegalForce R&D Zoo (1/2)

レビュー

検索

テキスト分類

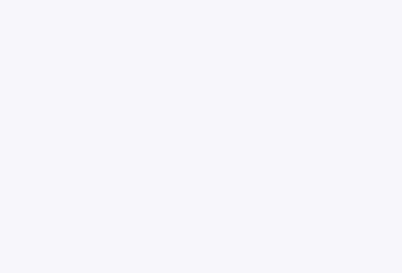
テキスト構造化

情報抽出

データ変換



比較



LegalForce R&D Zoo (2/2)

編集支援



オントロジー



アノテーション基盤



データ基盤



機械学習基盤



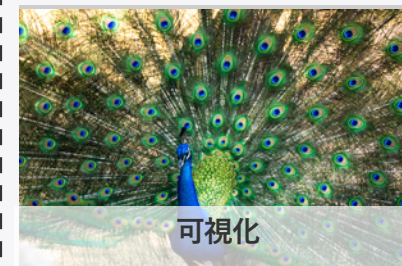
検索基盤



クローラー



アプリケーション基盤



LegalForce

×

京都大学

情報学研究科／知能情報学専攻 森研究室

情報学研究科／通信情報システム専攻 末永研究室

技術顧問



まつもと ゆきひろ

(通称 : matz)
プログラミング言語 Ruby 開発者
一般財団法人 Ruby アソシエーション
理事長、ほか肩書多数



森 信介

京都大学学術情報メディアセンター
情報学研究科知能情報学専攻兼担



末永 幸平

京都大学大学院情報学研究科
通信情報システム専攻 准教授

AIの先端研究と企業法務の実務を結び付け、 法務をデータサイエンスの時代へ

LegalForceの研究開発・製品開発の中核要素



京都大学との共同研究による
高度な自然言語処理技術の開発



万単位の契約書の
データマイニングに基づく
知見の統合



弁護士による企業法務実務への
深い洞察の活用



研究開発の注力領域

- **リスク低減／クオリティの担保:**
各担当者によるレビュー結果を正規化し、法務部として「社」のリーガルポリシーの策定とそのエンフォースメントを担保
- **業務補助:** 契約レビュー業務を効率化
- **データ利活用:** 日々の業務のアウトプットを活用可能な形で残し、組織のアセットとして蓄積

契約書言語処理の特徴



やりやすい



難しい

- 契約書の種類ごとにある程度記述パターンが有る
- 甲、乙などの主語は省略されない（日本語特有のゼロ照応が少ない）

- 論文が殆ど無い
- データが公開されていない
- 契約書特有の用語が出てくる
- 契約書特有の構造がある
- 契約書の知識がある人がラベル付しなければいけない
- 正解が人によって違う



ありがとう
ございました